

違反対象物に係わる公表制度について

※重大な消防法令違反の公表制度が始まりました。

「違反対象物の公表制度」は、建物の利用者の方が自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する建物の火災の危険性に関する情報（重大な消防法令違反）を中芸広域連合消防本部のホームページで公表する制度です。

中芸広域連合消防本部は中芸広域連合火災予防条例を改正し、2020年3月1日から違反対象物の公表制度を実施します。

※公表制度の対象となる建物は・・・

消防法で特定防火対象物として定められている映画館・飲食店・百貨店・ホテル・病院・社会福祉施設等の不特定多数の者が利用する建物が対象となります。

※公表の対象となる違反・・・

義務付けられた消防用設備等が設置されていない建物で、次に掲げる消防用設備等になります。

- (1) 屋内消火栓
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 自動火災報知器

※公表する内容は・・・

公表する内容は次に掲げる内容となります。

- (1) 建物の名称
- (2) 建物の所在地
- (3) 違反の内容
- (4) その他消防長が必要と認める事項

※公表の時期は・・・

立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

※建築関係者の皆さんへ・・・

次の様な場合は重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防署にご相談ください。

- (1) 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- (2) 飲食店・物品販売店舗・旅館・福祉施設等の不特定多数の者が利用する用途が新たに入居する場合等

※公表対象物一覧表・・・

